

# 特定非営利活動法人 大阪医療ソーシャルワーカー協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大阪医療ソーシャルワーカー協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市中央区谷町7丁目4番15号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、誰もが安心してよりよい医療が受けられるよう医療ソーシャルワークの分野から円滑なる保健・医療の遂行を図るための事業を行うことにより、もって医療福祉の増進に寄与する事を目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条別表第1号（保健、医療又は福祉の増進を図る活動）を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①医療ソーシャルワークに関する知識及び技術の向上に関する事業
- ②医療ソーシャルワークに関する調査研究及び情報発信に関する事業
- ③医療ソーシャルワークの普及に関する事業
- ④その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種類とし、一般会員、専門会員、准専門会員をもって法上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同し入会した個人
- (2) 専門会員 この法人の目的に賛同し入会した現にソーシャルワーカーとして保健・医療機関等に勤務しているもので当法人が定める研修等を修めた個人
- (3) 准専門会員 この法人の目的に賛同し入会した現にソーシャルワーカーとして保健・医療機関等に勤務しているもので専門会員を目指す個人
- (4) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (5) 学生会員 この法人の目的に賛同し入会した、大学院・大学・短期大学・専門学校において社会福祉を専攻する学生

(入会)

第7条 一般会員、専門会員、准専門会員、賛助会員又は学生会員として入会しようとするものは、当法人の定める入会申込書を代表理事に提出し、会費納入後、理事会の承認を得なければならない。

代表理事は、会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、その理由を本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、当法人の定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

2 学生会員は入会を単年度とし、年度末において自動的に退会とし、新年度継続入会を希望する者は、第7条の手続きを踏み再入会とする。

3 会員が、退会及び次条により除名された場合の他、次の各号のいずれかに該当する場合には資

格を喪失する。

- (1) 本人が死亡若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 正当な理由なく会費を2年以上滞納し、相当の期間を定めて催促してもこれに応じず、理事会において支払い意思がないと認定した者。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、出席一般会員、専門会員、准専門会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

### 第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名を代表理事、2名以内を副代表理事とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事、副代表理事は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会、理事会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを

補充しなければならない。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 17 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(相談役)

第 18 条 この法人は代表理事が、相談役を若干名置く事ができる。

- 2 相談役は代表理事の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べる事ができる。
- 3 相談役に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第 4 章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、定例総会と臨時総会とする。

(構成)

第 20 条 総会はこの法人の最高の意思決定機関であって、一般会員、専門会員、准専門会員をもって構成する。

- 2 賛助会員、学生会員は、総会に出席し意見を述べる事ができる。

(権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任及び職務
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 理事会において重要であると認め付議された事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 定例総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 一般会員、専門会員、准専門会員の 5 分の 1 以上から総会の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第 13 条第 4 項第 4 号の規定により招集したとき。

(招集)

第 23 条 総会は、代表理事が招集する。但し、前条第 2 項第 3 号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があった場合は、その日から 30 日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少な

くとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員、専門会員、准専門会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、一般会員、専門会員、准専門会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席一般会員、専門会員、准専門会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員、専門会員、准専門会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない一般会員、専門会員、准専門会員は、あらかじめ書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その一般会員、専門会員、准専門会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員、専門会員、准専門会員の現在数

(3) 出席した一般会員、専門会員、准専門会員の数（書面もしくは電磁的方法による表決者については、その旨を明記すること。）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した一般会員、専門会員、准専門会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 31 条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 7 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。但し、全役員の同意があるときは、この招集手続きを経ずして直ちに開催することができる。

(議事)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事が当たる。但し、代表理事に支障があるときは、事前に代表理事が定める順位に従い副代表理事がこれにあたる。

- 2 理事会においては理事の現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか出席理事数の過半数をもって決する。
- 4 理事会の議事については、事務局において議事録を作成、保存し、議長及び出席理事の中から選任された議事録署名人 1 人が署名押印する。

## 第 6 章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第 34 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品及び助成金
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 35 条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、代表理事が管理する。

- 2 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第 36 条 この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。

(事業計画及び予算)

第 37 条 この法人の事業計画及び予算は、毎事業年度の開始の日までに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第 38 条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 39 条 第 37 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告書及び決算)

第 40 条 理事会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 事務局

(設置)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局の職員は、代表理事が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第43条 事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収益・費用に関する帳簿及び証拠書類

(閲覧)

第44条 会員及び利害関係人から前条に定める備付けの書類の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款の変更は、総会において一般会員、専門会員、准専門会員総数の過半数が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。なお、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合においては、所轄庁の認証も得なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 一般会員、専門会員、准専門会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立認証の取消し
- 2 総会の決議により解散する場合は、一般会員、専門会員、准専門会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第47条 この法人の解散後の残余財産は、解散を決議した総会で定める他の特定非営利活動法人もしくは社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人に帰属する。

## 第9章 雑則

(公告)

第48条 この法人の公告は主たる事務所に掲示する他、官報に掲載してこれを行う。但し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行うこととする。

(委任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2・3 (略)
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 37 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 41 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。
- 6 平成 22 年 11 月 4 日 一部改正
- 7 平成 30 年 8 月 13 日 一部改正